

令和4年度財政援助団体等監査

指摘事項	指摘事項に対する措置
1 宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体	
ア 所管課関係	
<p>指定事業（市の事業）に係る施設使用料については、宇都宮市オリオン市民広場運営管理要領第10条第2項(1)の国及び公共団体が主催又は共催する事業を適用し100%の免除とすべきところ、同条同項(2)の公共的な団体が主催又は共催するものを適用し50%の免除としていた。</p> <p style="text-align: right;">商工振興課</p>	<p>指定事業と自主事業の区分けが明確化がされていなかったことから、令和5年度の事業計画書において区分を記載させることといたしました。また、変更協定を締結し、今後の指定事業に係る施設使用料は100%免除とし、徴収しないものといたしました。</p>
イ 団体関係	
<p>指定事業に係る出展料等の収入については、事業主体である市の収入となるが、指定管理者の収入としていた。</p> <p style="text-align: right;">商工振興課</p>	<p>指摘を踏まえ、指定事業に係る出店料については市の収入とし、自主事業に係る分についてのみ指定管理者の収入とする旨を市と共有いたしました。</p>